

( 外交防衛委員会 )

国際民間航空条約第五十六条の改正に関する千九百八十九年十月六日にモントリオールで署名

された議定書の締結について承認を求めの件 ( 閣条第四号 ) ( 衆議院送付 ) 要旨

国際民間航空機関 ( 以下「機関」という。 ) は、一九四四年 ( 昭和十九年 ) に作成された国際民間航空条約に基づき、国際民間航空の安全な、かつ、整然たる発展を確保することを目的として設立され、国際連合の専門機関の一つとして国際民間航空に関連する技術、経済、法律等の各分野において活発な活動を行っている。

この議定書は、機関の加盟国の増加に伴い、国際民間航空条約第五十六条に定める航空委員会が機関の加盟国全体を適切に反映することを確保するため、一九八九年 ( 平成元年 ) 十月にモントリオールで開催された第二十七回総会において作成されたものである。

この議定書は、機関の航空委員会の委員の数を十五から十九に増加するため、国際民間航空条約の該当規定を改正することを内容とする。